

令和3年1月15日

地区連盟会長 様

一般財団法人千葉県剣道連盟  
会 長 川 畑 富 保

## 剣道稽古中あるいは試合・審査中等に発生した重大事故の届け出について

貴剣道連盟におかれましては、日頃から千葉県剣道連盟の活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年末に剣道の稽古中に竹刀の破損による重大事故が発生しました。千葉県剣道連盟としては、指導者及び会員に剣道具及び竹刀の点検を充分に行い安全確認の徹底を図り、稽古・試合・審査会に臨んで頂き再発防止に努められるようお願いいたします。

報告いただくとは、剣道における重大事故とは、剣道の稽古あるいは試合・審査中等に起こった事故で、入院を要するもの、あるいは入院治療と同等の治療を受けた場合を意味します。  
(全日本剣道連盟)

その例(カテゴリー)として次のものなどがあります。

1. 頭部・頸部などの打撲による障害(脳震盪を含む)
2. 突きによる頸動脈損傷など喉頭部を含む障害／それに起因する二次的障害
3. 竹刀の破損による眼外傷
4. 熱中症(救急入院となった場合)
5. アキレス腱などを含む腱断裂(入院となった場合)
6. その他の理由で入院以上の処置が必要だった場合(稽古中・試合中の脳卒中、心筋梗塞、心停止などで入院ないしは死亡した場合を含む)

つきましては、報告いただく項目は事故の「カテゴリー」「発生日時」「発生場所・施設」「発生行事」「受傷者/発症者」「発生状況」「発生原因」「受傷/発症状況」「対応状況」「保険」「今後の対策」などの詳細を記載し千葉県剣道連盟に報告してください。報告事項の様式は近日中に千葉県剣道のホームページに掲載いたします。

報告された個人情報保護されます。千葉県剣道連盟および関連団体は個人情報を目的以外の利用は一切いたしません。 正確な情報提供をよろしくお願いいたします